

連載「大友時代を生きた人々」

国際文化学部鹿毛敏夫教授の

「上野又三郎～豊後水道の要地を相続～」が掲載

●大分合同新聞朝刊 2019年3月2日(土)

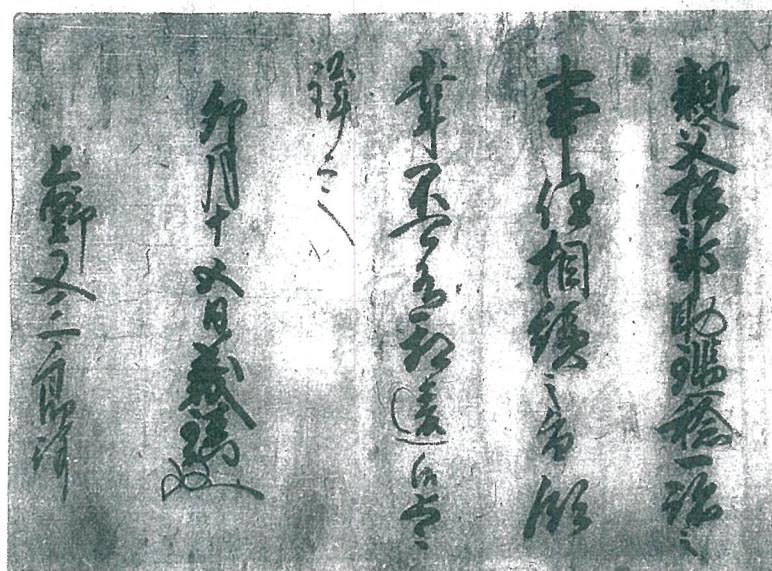
大友時代を 生きた人々

鹿毛 敏夫



前回紹介した「上野家文 分市」と臼杵荘の佐志生書」「下田文書」から明らかになる歴代大友氏当主と上野氏の関わりは、14世紀後半南北朝期の10代大友親世から始まり、15世紀後半の16代政親と18代親治、そして16世紀の義鑑・義鎮(宗麟)・義統(20)、22代に及びます。

そうした上野氏の16世紀後半期の在地領主制(豊後国内での領地)が、佐賀郷からその南部の白杵荘にかけての豊後水道沿岸に展開していましたことを示す史料があります。「上野家文書」の乗組員には後に江戸幕中の大友義鎮書状による府の将軍徳川家康の外交顧問となるヤン・ヨーステンシナ海から九州の東岸沿い野での裁判権行使を認められ、特に同郷の一尺屋(大三浦按針)も含まれています。



上野又三郎に宛てた大友義鎮の一跡安堵状(下田文書)

海上の交通や流通で使うした重要な地域や海域に勢力を張る上野氏に対し、上級権力としての大友氏は主従関係の強化を積極的に進めます。特に、戦国時代後期の大友義鎮は「下田文書」中の写真の古文書のように、上野家の相続に介入していくのです。「親父掃部助鑑稔一跡の事、相続の旨に任せ、領掌相違あるべからず候」

大友義鎮は、若い上野又三郎が申し出でた願いに応じ、父親上野鑑稔からの相続について「領掌」(承諾した)と、主君として家臣の家相続を公認する書状

を発給したのです。又三郎は、主君からのこうしたお墨付きを得て、一族をまとめて家督としての力を發揮することになります。(名古屋学院大学国際文化学部教授)

毎月1回掲載

内海へ入り込むとする海

教授) Ⅱ